

- 平成20年度の法改正により、特定の業種(セクター)ごとに、事業者の省エネ状況を比較できる指標(ベンチマーク指標)を設定し、非常に進んでいる事業者を評価するとともに遅れている事業者に更なる努力を促す「セクター別ベンチマーク」を導入することになりました。
- まずは、主要なセクター(エネルギー多消費産業等)ごとに、ベンチマーク指標を設定するとともに、中長期的に目指すべき水準を設定しました。
- 対象となる事業者は、今後、「判断基準」(基準部分)の遵守状況、エネルギー消費原単位の改善状況、ベンチマーク指標の状況の3つを国が総合的に評価することになります。

- 意義

省エネルギーの努力の結果の相対評価が可視化されることにより、事業者の努力を促進

新たな評価指標を追加することにより、省エネ法の公平性を確保

国際的な検討の場におけるアピール(ベンチマーク手法の実証)

- 省エネ法上の位置づけ

経済産業大臣が定める「判断基準」の中に「セクター」、「ベンチマーク指標」、「中長期的に目指すべき水準」を規定し、定期報告書において、報告を求める

< 昨年度ベンチマークを設定した主要セクターの内容 >

)ベンチマーク指標

高炉による鉄鋼業・・・粗鋼当たりのエネルギー使用量

電炉による普通鋼製造業・・・上工程の原単位(粗鋼当たりのエネルギー使用量)と下工程の原単位(圧延量あたりのエネルギー使用量)の和

電炉による特殊鋼製造業・・・上工程の原単位(粗鋼当たりのエネルギー使用量)と下工程の原単位(出荷量あたりのエネルギー使用量)の和

電力供給業・・・定格出力における発電端熱効率を設計効率により標準化した値及び火力発電熱効率

セメント製造業・・・原料工程、焼成工程、仕上工程、出荷工程それぞれの工程における生産量当たりのエネルギー使用量の和

)目指すべき高い水準

国内事業者の分布から、その上層となる事業者が満たす水準

)その他

事業者の分布の平均値や標準偏差について国が公表

特に進んでいる事業者についても事業者と相談の上、公表